

農林水産商工常任委員会提出資料

(令和5年5月19日)

項 目	ページ
■ 食パラダイス・農業生産1千億円推進会議(第1回)の開催結果について 【農林水産政策課】	2
■ 令和4年度「鳥取県農業改良普及所外部評価検討会」の開催結果について 【経営支援課】	3
■ 中海干拓県有農地の売渡・貸付の公募について 【経営支援課】	5
■ 農業大学の学生及び研修生の動向 【農業大学校】	6
■ とっとり花回廊、鳥取二十世紀梨記念館の指定管理者募集要項(案)の概要について 【生産振興課】	7
■ 園芸試験場河原試験地の研究機能移転について 【生産振興課】	10
■ 高病原性鳥インフルエンザに係る庁内連絡会議の結果及び県内での豚熱発生状況 【家畜防疫課】	11
■ 鳥取県立二十一世紀の森の指定管理者募集要項(案)の概要について 【林政企画課】	12
■ 松くい虫防除に係る空中散布について 【森林づくり推進課】	14
■ 第67回鳥取県植樹祭の開催結果について 【森林づくり推進課】	15
■ 令和5年春のアユの遡上状況について 【水産振興課、栽培漁業センター】	16
■ 鳥取県立とっとり賀露かっこ館の指定管理者募集要項(案)の概要について 【水産振興課】	17
■ 松葉がにの令和4年漁期の水揚状況等について 【漁業調整課】	19
■ 鳥取県営境港水産物地方卸売市場及び境漁港の指定管理者審査要項(案)の概要について 【境港水産事務所】	20
■ 高度衛生管理型市場 かにかご上屋の完成について 【境港水産事務所】	22
■ 首都圏アンテナショップ「とっとり・おかやま新橋館」の運営状況(令和4年度実績等)について 【販路拡大・輸出促進課】	23
■ 首都圏アンテナショップ「とっとり・おかやま新橋館」の運営事業者の公募について 【販路拡大・輸出促進課】	25
■ 一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について 【農地・水保全課、県産材・林産振興課、水産振興課】	26

農 林 水 産 部

食パラダイス・農業生産1千億円推進会議（第1回）の開催結果について

令和5年5月19日
農林水産政策課

県下の農業関係団体が一体となって、農業生産1千億円の達成を目指すことを目的に、「食パラダイス・農業生産1千億円推進会議」を新たに立ち上げ、令和5年度第1回目の会議を次のとおり開催しました。

会議は農業団体、鳥取大学、県市長会、県町村会、県で構成し、各農業団体による農業生産1千億円に向けた各産地の主要品目の振興計画等について意見交換を行い、今後、農業生産1千億円達成に向けて、「生産拡大」、「国内外への販路開拓」、「担い手・後継者の確保」を中心に議論を進め、生産額の拡大により、「食のみやこ鳥取県」からさらにバージョンアップして「食パラダイス鳥取県」を推進していくことを確認しましたので報告します。

1 開催概要

- (1) 日 時 令和5年5月15日（月）午前11時から正午まで
- (2) 場 所 JA会館役員会議室
- (3) 出席者 11名

所属	職名	氏名
鳥取県農業協同組合中央会	会長	栗原 隆政
全国農業協同組合連合会鳥取県本部	県本部長	尾崎 博章
鳥取いなば農業協同組合	代表理事組合長	清水 雄作
鳥取中央農業協同組合	代表理事組合長	上本 武
鳥取西部農業協同組合	代表理事組合長	中西 広則
大山乳業農業協同組合	代表理事組合長	小前 孝夫
鳥取県畜産農業協同組合	代表理事組合長	木下 智
国立大学法人鳥取大学農学部	学部長	明石 欣也
鳥取県市長会（鳥取市）	会長	深澤 義彦
鳥取県町村会（湯梨浜町）	会長	宮脇 正道
鳥取県	知事	平井 伸治

2 主な意見

出席者	意見の概要
清水 JA 鳥取いなば組合長	八頭町内において新規就農者の受入が可能なモデル団地「果樹産地トレーニングファーム」の構想実現に向け、関係機関、生産部と協力して検討協議を進める。
小前大山乳業農協組合長	鳥取県産粗飼料による自給率向上を重点項目として進めるほか、牛乳の海外輸出を含めた販路拡大に取り組む。
尾崎 JA 全農とっとり県本部長	生産物を高く売るにはブランド化が必要。ブランド化には、大前提として生産物が良い物であることに加えて、作戦や情報発信が重要。例えば、沖縄県の星空のイメージに合うことから、本年より「星空舞」の沖縄県での集中販売を本格化しているが、このようにターゲットを絞ったブランド化に取り組みたい。
宮脇鳥取県町村会長	湯梨浜町では令和4年度に8名が新規就農し、そのうち4名が梨を生産。湯梨浜町では果樹の新規就農者が増えており、今滝（いまだき）梨生産団地の整備計画が進行中である。
栗原 JA 鳥取県中央会会長	農家の手取りが増え、産地が元気になり、JAが良くなる元気サイクルを作りたい。農家の手取りが増えるには、生産基盤の拡大と販売単価の向上が必要である。

3 今後の対応

「食パラダイス・農業生産1千億円推進会議」を推進母体として「生産拡大」、「国内外への販路開拓」、「担い手・後継者の確保」を3本柱に据えて推進施策を検討し、「鳥取県農業生産1千億円達成プラン」の実施状況等について点検等を行う。

令和4年度「鳥取県農業改良普及所外部評価検討会」の開催結果について

令和5年 5月 19日
経営支援課

本県の農業改良普及活動に対して各方面の委員の皆様から評価をいただき、その結果を今後の普及組織体制、普及活動に反映し、よりの確で効果的な現地支援活動を展開することを目的に、以下のとおり、標記検討会を開催しました。この検討会は平成27年度から開催しており、この度が第8回目となります。

1 外部評価検討会の手順

- (1) 各普及所（県内7カ所）における「地域の意見を聴く会」
 - ① 開催時期：令和5年2月中旬～下旬
 - ② 出席者：管内農業者（指導農業士等）、市町村・JA担当課長ほか
 - ③ 内容：各地域における日頃の普及活動や今後の計画に対する意見・要望を聴取
- (2) 全県の外部評価検討会
 - ① 開催日：令和5年3月15日（水）
 - ② 場所：鳥取県園芸試験場 講堂（北栄町由良宿）
 - ③ 出席者：農業者代表（指導農業士等）4名、鳥取大学・JA・報道機関・民間事業者からの代表者各1名、消費者代表1名（一般公募を含む）の合計9名（男性4名、女性5名）
 - ④ 評価対象：7課題（評価委員が各普及所の候補3～4課題の中から1課題を選定する）

2 評価結果（※意見等の詳細は、別紙）

優れた取組との評価が6課題、妥当な取組との評価が1課題だった。
個別の課題に対し、今後の普及活動について具体的な改善事項について提言をいただいた。

令和4年度鳥取県農業改良普及所外部評価検討会「評価内容別の採点結果一覧」

	区分	評価対象普及活動課題名	普及指導活動の計画・課題設定	普及活動の経過と体制	普及指導活動の成果	合計点	評価
鳥取	果樹	国府ブドウ産地の再興 ～「4000万円アクションプラン」の策定・実行に向けた活動支援～	4.4	4.6	8.7	17.7	◎
八頭	畜産	和牛飼育農家の生産技術改善による経営安定化 ～子牛育成技術の向上のために～	4.6	4.3	8.2	17.1	◎
倉吉	野菜花き	倉吉西瓜の産地強化・発展支援	4.8	4.9	9.8	19.4	◎
東伯	総合支援	新規就農者の自立支援と農業青年組織の活動促進	4.3	4.1	8.2	16.7	◎
西部	作物	大規模水田経営体の経営発展 ～(株)みりのりのファームの取組事例～	4.6	4.3	8.2	17.1	◎
大山支所	果樹	大山果実部の新規就農者の育成確保と園地継承 ～研修生への就農支援を通じた後継者確保～	4.1	4.0	7.8	15.9	○
日野	野菜花き	日南トマトの産地強化 ～集落営農法人の野菜栽培における女性活躍推進～	4.3	4.2	9.1	17.7	◎

注) 平均の端数処理の関係で、合計点は必ずしも一致しない。

(5点配点)	(5点配点)	(10点配点)	(20点満点)
◎ 16点以上	◎ 16点以上	◎ 16点以上	◎ 16点以上
○ 12点以上16点未満	○ 12点以上16点未満	○ 12点以上16点未満	○ 12点以上16点未満
△ 12点未満	△ 12点未満	△ 12点未満	△ 12点未満

(1) 評価の高かった取組

- ◎倉吉：産地プランの生産額や新規就農者数等を達成するため、普及所は動画を活用した技術の見える化や産地体験会の開催等の支援を行い、産地の活性化に結びついた。
- ◎日野：水稻主体の集落営農法人で新たに女性が主体となってトマト栽培に取り組むこととなり、普及所は女性の不安要因だった技術支援を行い、トマト栽培の定着につながった。

(2) 審査委員の具体的提言の内容

- 倉吉・東伯：新規就農者の確保や後継者の育成に取り組んでほしい。
- 西部・日野：省力化やスマート農業の推進に力を入れてほしい。

3 今後の対応

- 今回の結果はホームページ等で公開し、農家のみならず広く県民の皆様にも普及活動を情報発信する。
- 審査委員の意見をもとに、各普及所の普及活動計画を見直しながら、より効果的な普及活動となるように努めていく。

【別紙】

令和4年度鳥取県農業改良普及所外部評価検討会 評価結果一覧

普及所等組織名・ 評価課題名	取り組みの概要	点数	結果	外部評価委員からの主な意見
鳥取: 国府ブドウ産地の再興 ～「4000万円アクションプラン」の策定・実行に向けた活動支援～	国府果実部ブドウ部は、ピオーネを中心としたブドウ産地である。高齢化や施設の老朽化などで販売額や面積などが減少し、産地力が縮小してきた。 そこで、令和3年3月、産地再興を目的に「国府支店果実部4000万アクションプラン」を作成した。 普及所は生産部やJA等と連携しながらプラン目標を実現するための具体的な活動について支援を行った。	17.7	◎	・高齢化・病気・事故等、何があるか先行き不透明な時代「BCP」の作成は個人の経営にとっても生産部全体にとっても必要なことと思う。 ・生産物の産地の評価を高めるには全体としての規格の統一・高品質が求められているのでさらなるブランド化にご尽力下さい。 ・現状の個選共販から共選共販への移行が必要なのでは。 ・対策はプラン項目への反映を検討するのではなく早く進める必要がある。
八頭: 和牛飼育農家の生産技術改善による経営安定化 ～子牛育成技術の向上のために～	東部(いなば農協管内)は、「気高」号を産出した地域で、古くから和牛の産地である。 近年、繁殖農家の規模拡大や繁殖肥育一貫経営化及び酪農家から繁殖農家への経営転換等が進みつつあるが、東部地区の子牛市場への出荷体重は県平均以下であり、個体のばらつきが大きいとの評価だった。 そこで、令和2年4月より子牛哺育時期やセリ出荷時に、子牛全頭についての発育状況を調査し、飼育管理の改善指導を行った。	17.1	◎	・子牛の飼育環境は栄養管理以外の様々な要因があり、総合的に改善する必要がある。対象農家を増やし、データの蓄積を重ねて欲しい。 ・以前からの評価がいまいちなら、以前の取組の反省があってもいいのかなと感じました。 ・胸囲を計測して分かりやすい数字を出すことはとても大事と感じた。 ・全戸が改善に取組めるよう、説得力のある数字の積み重ねが必要と感じました。
倉吉: 倉吉西瓜の産地強化・発展支援	倉吉西瓜生産部会は令和2年度に「倉吉西瓜産地強化・加速化プラン」を策定し、「新規就農者の確保」「担い手の育成」「優良農地の継承」「収益性の向上」「ブランド力の向上」の5項目を重点課題として、産地のさらなる発展に取り組んでいる。 普及所は、プラン目標である販売額12億円や、新規就農者確保(R3～7の5年間に20名)等を実現するため、技術の見える化等、様々な活動を支援した。	19.4	◎	・西瓜の販売単価が高く、追い風が吹いており、更に新規就農を増やす効果的なPRを進めて頂きたい。 ・スイカは重量がどうしても高齢者には負担となって今後生産者減が見込まれる。さらなる後継者の育成をお願いします。 ・ホームページやYoutube動画の活用について高く評価。 ・動画マニュアルの共有や農家間のつながりが活発になるような取組がすばらしい。
東伯: 新規就農者の自立支援と農業青年組織の活動促進	就農相談が毎年30件程度あり、相談者の環境や農業に対する適性は様々である。新規就農者は将来の担い手になるだけでなく地域に溶け込み、地域を守ることも期待されている。また、西瓜やミニトマト生産部などで担い手不足に対する危機感が高まり、生産部主導で生産者の「確保」の機運が高まっている。 そこで、普及所は関係機関(生産部・町・農協など)と情報共有・役割分担しながら新規就農者の確保～就農準備～就農後まで切れ目なく支援する活動を行った。	16.7	◎	・倉吉西瓜生産部会の取組みを参考にし、PR活動や発信を続けていけば全国の方に興味をもってもらえるのでは。 ・新規就農が増えるよう積極的なPRをして頂きたい。 ・新規就農が増加しており、他への波及が期待できる。 ・新規就農者は大きな夢を持って向かうが数年のうちに現実との乖離によりリタイヤする事例を多く見てきた。夢で終わらないような支援をお願いしたい。 ・田舎暮らしの良さ、子育て環境等も含めてPRし、就農希望者を募るといいと思いました。 ・技術支援、地域での仲間づくり等、多くの課題があると思いますがぜひ継続してください。
西部: 大規模水田経営体の経営発展 ～(株)みのりのファームの取組事例～	農業者の高齢化や減少にともない、担い手水田農家に水田が集まりつつあるが、田植作業の適期や、水稲の苗づくり必要な育苗ハウスにも限度があることが課題であった。 「乾田直播栽培」は限られた作業労力の中で、育苗施設・保有機械を有効活用でき、かつ新たな投資が不要な栽培技術として期待されているが、管内に取組事例が無かった。 そこで、普及所は実証ほを設置しながら「乾田直播栽培」についての技術指導・経営評価を行い、大規模水田経営体の経営発展を目指した支援活動を行った。	17.1	◎	・数少ない県内の乾田直播取組農家であり、横のつながりを設けて安定生産につなげて頂きたい。 ・直播栽培の提案で規模拡大を実現できた成果を今後広く普及することが今後の課題と思いました。 ・投資を控え、省力化により大規模経営をなりたいとする方策で、スマート農業と合わせて他地域の経営体との情報交換波及が期待される。 ・乾田直播は低コスト(労力改善)と思うが、技術導入後の面積があまり増加していないと思う。雑草問題等、今後の技術改良をお願いしたい。
大山支所: 大山果実部の新規就農者の育成確保と園地継承 ～研修生への就農支援を通じた後継者確保～	大山町では、町独自のアグリマイスター事業(平成26年度から)と地域おこし協力隊(農業分野)の制度を活用して研修生を受け入れている。 しかし、研修内容はほぼ受入農家に任せられた状況で、研修＝就農という形にはなっていない。 そこで、普及所は研修生本人の意向を確認しながら、町・受入れ農家(研修・継承先)とも連携しながら、就農に向けた研修会の開催や助言等の支援を行った。	15.9	○	・新規就農者は夢や希望がある。でも現実はまだわからない。就農者も農業をする覚悟をもち、普及側にもその覚悟を支える覚悟を持つこと。 地域おこし協力隊が梨農家で研修中の中での普及活動、現実(経営や営農規模など)を教えられるいいチャンス。
日野: 日南トマトの産地強化 ～集落営農法人の野菜栽培における女性活躍推進～	日南町は準高冷地の特性を活かした県内最大の夏秋どりトマト産地であるが、過疎・高齢化が進みトマト生産者が減少しており、日南町では農業研修生制度も行なっている(H21)が、近年は外部からの就農希望者も少ない。 その一方で、水田農業維持を目的に設立された集落営農法人では高収益野菜(トマト)を営営に取り込む事例が出ており地域の人材を活かした経営発展が望まれた。 普及所は地域の人材(女性・高齢者)を対象として技術指導や女性を対象とした細やかな対応を行なう等、経営安定化を目指した支援活動を行った。	17.7	◎	・法人の労働力確保にとどまらず将来の経営者の確保育成につながるよう期待しています。 ・担い手を目指す若手、農業経営体への就職を希望する若手は雇用条件と共に先進的取組、付加価値の高いサービスに大きく興味を持たれると思います。 ・地元の子学生さんとの連携が素晴らしいと思いました。経済面での課題もあるでしょうがスマート農業の推進にも注力してもらいたいと思います。

【点数結果の凡例】

- ◎ 16点以上 : 優れた取り組みである
○ 12点以上16点未満 : 妥当な取り組みである
△ 12点未満 : 成果に乏しい取り組みである

中海干拓県有農地の売渡・貸付の公募について

令和5年5月19日
経営支援課

中海干拓県有農地について、令和3年度以降貸付を行った農地の貸付期間が令和6年3月31日に終了するため、売渡・貸付の公募を実施します。

1 公募する農地の概要

区分	所在地	面積（区画数）	標準区画
弓浜干拓地	境港市中海干拓地	16.7ha（55区画）	30a
彦名干拓地	米子市彦名新田	8.4ha（27区画）	30a

2 売渡・貸付の公募について

	売渡し	貸付け
申込期間	令和5年7月4日（火）～13日（木） 〔個別相談会（予約制）令和5年7月4日（火）～6日（木）〕	
売渡・貸付単位	1区画ごと	
売渡・貸付価格	実勢価格	弓浜工区：年間8千円/10a 彦名工区：年間5千円/10a
売渡・貸付方法	農業経営基盤強化促進法に定める農地 売買等事業により公益財団法人鳥取県 農業農村担い手育成機構（以下「機構」） が仲介し売り渡す。	農業経営基盤強化促進法に定める利用 権設定等促進事業により県が直接貸し 付ける。
広報関係	令和5年6月上旬から広報を実施する。 ・ホームページ（県経営支援課、機構、米子・境港両市） ・広報誌（県政だより、米子・境港両市報、JA鳥取西部機関誌） ・県政広報（新聞お知らせ） ・PR看板の設置 ・PRチラシの配布等	

<参考> 売渡・貸付等の状況（令和5年5月10日現在）

項目	弓 浜		彦 名		合 計	
	面積(ha)	率(%)	面積(ha)	率(%)	面積(ha)	率(%)
全 体	112.0	100.0	109.8	100.0	221.8	100.0
売渡済	95.3	85.1	101.4	92.4	196.7	88.7
未売地	16.7	14.9	8.4	7.6	25.1	11.3
貸 付	16.7	14.9	6.6	6.0	23.3	10.5
未貸付	0.0	0.0	1.8	1.6	1.8	0.8

※平成24年度以降、7.5ha（27区画）を売却している。

農業大学校の学生及び研修生の動向

令和5年5月19日
農業大学校

1 養成課程（主に高卒者を対象とし、修業期間は2年間）

(1) 志願者・入学者の状況

令和4年度は新型コロナの感染対策に留意しながら学校案内（オープンキャンパス等）が実施できたことから、志願者数は30名の定員を充たす令和3年度と同程度の35名となったが、前期及び後期選抜試験の合格者の6割が併願先の合格等の理由で辞退され、最終的な入学者数は23名となった。

(2) 卒業生の進路

将来独立就農を目指す学生であっても、すぐに自立の道を選択する学生は少なくなっている。さらなる農業技術の習得と自立就農に必要な自己資金を蓄えるために、一旦は農業法人等への就職を希望する学生が多い。また、過去4年間と比較し令和4年度の就農率は56%と低くなったが、就職した9名全員が農業関連企業・団体等に就職しており、今後、農業を担う人材として期待できる。

(参考)

【応募者・入学者の状況】

(単位：人)

入学年度	R1	R2	R3	R4	R5	
志願者数	34(1)	26(2)	38(1)	21(1)	35(2)	
入学者数	果樹	2	5	6	5(1)	4
	野菜	8	6	7	6	7(1)
	花き	2	2	5	1	2
	作物	4	4	6	3	3
	畜産	8	5	6(1)	3	7
	計	24	22	30(1)	18(1)	23(1)

() は社会人特別入学で、内数

【卒業生の進路】

(単位：人)

区分	卒業年度				
	H30	R1	R2	R3	R4
就農(a)	3	2	2	0	3
農業法人等(b)	6	9	10	12	10
研修等の後の就農(c)	1	0	4	1	1
就職	7	4	4	5	9
進学	0	1	0	1	2
未定	0	1	1	2	0
計(d)	17	17	21	21	25
就農率(a+b+c)/d (%)	59	65	76	67	56

※R3 就農率は進学後就農希望の学生1名を加えている

2 研修課程

スキルアップ研修（就農を希望する社会人を対象とし、大学校内で行う技術研修）

就農希望品目に関する栽培管理の基礎を座学及び実習で習得する。長期研修は受講者5名中3名が修了して就農し、2名が研修継続中である。短期研修（品目別研修）の応募者はいなかった。

(単位：人)

種別	R4 応募者数	専攻別受講者数						修了者数	
		果樹	野菜	花き	作物	畜産	計		うち 就農者
長期研修(研修期間:1年間)	5	3	1	1	0	0	5	3	3
短期研修(研修期間:4か月)	-						-	-	-

※(定員)スキルアップ研修(長期研修):15名/2回・年間

スキルアップ研修(短期研修):30名/5回・6品目・年間

3 アグリチャレンジ科（公共職業訓練：農業機械等の技能訓練を中心に行う研修。研修期間は4か月）

年間3回、各期25名を定員として募集を継続している。修了者の就農率は、第20期及び第21期は80%を超えたが、第22期は求職相談を受ける中で農業以外に興味を持つ方が多く12.5%となった。

(1) 応募等の概況

(単位：人)

期別	訓練期間	応募者	合格者	入校者	修了者
第20期	R4.2.9~R4.5.20	11	10	10	10
第21期	R4.6.2~R4.9.15	11	10	10	9
第22期	R4.9.29~R5.1.17	10	8	8	8

(2) 修了者の進路

(単位：人、%)

種別 期別	雇用 就農 (A)	自営 就農 (B)	親元 就農 (C)	研修後 就農 (D)	農外 就職	農外 起業	未定	合計 (E)	就農率(% (A+B+C+D)/E
第20期	5	0	1	2	1	0	1	10	80.0
第21期	4	0	2	2	1	0	0	9	88.9
第22期	1	0	0	0	5	1	1	8	12.5

とっとり花回廊、鳥取二十世紀梨記念館の指定管理者募集要項（案）の概要について

令和5年5月19日

生産振興課

令和6年度からとっとり花回廊及び鳥取二十世紀梨記念館の管理運営を行う指定管理者について、次のとおり募集することを報告します。なお、募集要項は、鳥取県農林水産部指定管理候補者審査委員会（以下「審査委員会」という。）での審査を踏まえて決定します。

1 指定管理者が行う業務

(1) 指定管理者が行う業務の内容

- ア 施設設備の維持管理に関する業務
- イ 施設の利用許可、施設利用料の徴収等に関する業務
- ウ その他施設の管理運営に必要な業務
 - ・清掃業務について、民間の創意工夫による効率化を目的として、性能発注を行うこととした。

(2) 管理の基準（基本的事項）

- ア 開館時間、休館日、利用料金等は、あらかじめ知事の承認を得て決定する。
なお、利用料金は現行の金額を標準とする。
- イ 施設の利用の許可・制限は、鳥取県立とっとり花回廊の設置及び管理に関する条例、鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館の設置及び管理に関する条例に基づいて行う。

(3) その他管理上の条件等

ア とっとり花回廊について

- (ア) 業務全体を総合的に把握し、調整する総括責任者を配置すること。
- (イ) 業務の区分（施設管理業務、運営管理業務、植栽管理業務等）ごとに総合的に把握し、調整する業務責任者を配置すること。
- (ウ) 施設管理業務を担当し、必要な資格（危険物取扱者、水道技術管理者、防災管理者）を有する者を配置すること。
- (エ) 植栽管理業務を担当し、園芸に関する知識を有する者を配置すること。
- (オ) とっとり花回廊へは公共交通機関が直接乗り入れていないことから、その代替え手段として、米子駅ととっとり花回廊を結ぶ無料シャトルバスを運航することにより、利用者への利便提供及び利用促進を図ること。

イ 鳥取二十世紀梨記念館について

- (ア) 業務全体を総合的に把握し、調整する総括責任者を配置すること。
- (イ) 施設管理業務を担当し、食品衛生責任者を配置すること。
- (ウ) 梨に関する専門的な知識を有する者を配置すること。
- (エ) 植栽管理業務を担当し、園芸に関する知識を有する者を配置すること。

2 利用料金等の取扱い

施設利用料や利用者へのサービス提供に伴う収入は、指定管理者の収入とする。

3 指定管理料

県は、指定期間中の管理運営に必要な経費として、とっとり花回廊 1,872,255 千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）、鳥取二十世紀梨記念館 461,795 千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を上限として、指定管理料を支払う。

なお、急激な物価上昇に対応するため、募集時の指定管理料には燃料・光熱費を含めず、物価指数等を考慮して算定した額を毎年度追加で予算措置し、別枠の指定管理料として県が負担する。

4 指定期間

令和 6 年 4 月 1 日～令和 11 年 3 月 31 日〔5 年間〕

5 応募資格

鳥取県内に事務所を置き、又は置こうとする法人等であること。

6 スケジュール

- | | |
|-------------------|----------------------------|
| (1) 募集の開始 | 令和 5 年 6 月中旬 |
| (2) 募集の締切 | 令和 5 年 7 月中旬 |
| (3) 審査委員会（候補者の選定） | 令和 5 年 8 月上旬 |
| (4) 審査結果の通知・公表 | 令和 5 年 9 月中旬 |
| (5) 指定管理者の指定 | 令和 5 年 10 月中旬（議会の議決を経て行う。） |

7 選定方法等

(1) 選定方法

学識経験者等で構成する審査委員会を開催し、面接審査等により指定管理候補者を選定。

(2) 審査委員会委員

学識経験者、税理士、観光関係者、有識者、農業振興監〔計 5 名〕

(3) 選定基準

選 定 基 準	審 査 項 目	配 点
施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第 5 条第 1 号)	○管理の基本的な考え方の適合性 (施設設置目的の理解、指定管理者となることを希望する理由、管理運営の方針等)	配点なし ※平等な利用が確保できないと認められる場合は失格
施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (指定手続条例第 5 条第 2 号)	○施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容 ・観光振興への取組、花き（果樹）園芸振興への取組 ・サービス向上策、利用促進策等 ○管理の基準 ・開園時間、休園日、利用料金等の設定 ・個人情報保護、情報の公開 ○施設設備の維持及び衛生管理の水準 ○事故・事件の防止措置、緊急時の対応 ○利用者等の要望の把握及び対応方針	60 点 (とっとり花回廊) 55 点 (鳥取二十世紀梨記念館)

<p>管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)</p>	<p>○収支計画及び見積内容 ○県の委託料額の多寡</p>	<p>9点 (とっとり花回廊) 15点 (鳥取二十世紀梨記念館)</p>
<p>管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)</p>	<p>○法人等の財政基盤、経営基盤 ○組織及び職員の配置 ○現在の施設職員の継続雇用に関する方針 ○関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 ○法人等の社会的責任の遂行状況 〔 障がい者雇用 男女共同参画推進企業の認定等 ISO14001・TEAS I種規格等の認証等 あいサポート企業等の認定等 〕 ○当該施設の管理運営状況の実績評価</p>	<p>31点 (とっとり花回廊) 30点 (鳥取二十世紀梨記念館)</p>

※ 指定手続条例：鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例

- ・観光、集客施設においては、サービス向上・利用促進に係る民間の創意工夫ある提案の促進のため、「施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容」を評価する項目についての配点を他の配点項目と比較して高く設定した。

<具体例>

とっとり花回廊・・・60点 (前回：50点)

鳥取二十世紀梨記念館・・・55点 (前回：40点)

- ・県の重視するポイントに沿った具体的な提案を促進するため、具体の配点を示した審査表を募集開始時に公表する。

園芸試験場河原試験地の研究機能移転について

令和5年5月19日
生産振興課

令和6年度に今後の県内柿産地を支える園芸試験場の試験研究体制の充実を図るため、河原試験地（昭和28年設置）の機能を本場に移転する計画について、その概要等を報告します。

1 園芸試験場（本場）での今後の柿の試験研究体制と実施方針

- (1) 柿の高度な栽培技術を有する研究人材の育成・体制確保
 - ・河原試験地の研究員1人体制から本場の複数体制へスタッフを充実する。
- (2) より生産現場に近い栽培条件での試験研究を実施
 - ・産地で栽培されている品種を揃えるとともに、現場と同じ生産環境において省力化技術の開発や品質向上技術の開発、新品種育成などを実施する。
- (3) 利便性の良い本場の立地条件を活かした県下への高度な栽培技術の速やかな普及
 - ・県内の柿生産者の技術交流の拠点とし、視察や技術研修等により産地全体の技術向上を図る。

2 河原試験地移転に伴う対応

- (1) 上記について生産者等に説明・意見交換等を行い、機能移転については理解を得られたところである。
- (2) 栽培適地が県東部に限られる「花御所」や主要品種については、協力生産者のほ場（現地実証ほ場）で実証試験を行い、立地条件に応じた試験研究の継続を図る（柿生産者からの要望）。
- (3) 試験地跡地の一部への入植希望者に対しては、鳥取市及び農業改良普及所が技術指導・助言を行うなどの対応をする（柿生産者からの意見）。

3 本場への機能移転計画及びスケジュール（予定）

- (1) 令和6年度当初から河原試験地の研究機能を本場（北栄町）に移転し、試験研究を開始する予定であり、それに向けた若手研究員の柿の専門的知識・技術向上に必要な現地研修等を行っていく。
- (2) 令和5年度6月補正予算において、河原試験地の柿樹伐採や水田ほ場の原状回復等に係る経費を提案する予定。
- (3) 令和5年度中に柿生産者等と調整し、本場の近隣に水田転換ほ場や現地実証ほ場（県東部ほ場）を確保する。

（参考）河原試験地と本場の現状

項目	河原試験地	本場
面積	山畑：90a（傾斜地・テラス状）	平坦：94a（8,9号ほ場など）
（植栽面積）	水田転換園：15a	水田転換園：25a（北栄町内：調整中）
主な品種	輝太郎、西条、富有、花御所など	輝太郎、西条、富有、花御所など



（河原試験地：傾斜地・テラス状）



（本場：平場地）

高病原性鳥インフルエンザに係る庁内連絡会議の結果及び県内での豚熱発生状況

令和5年5月19日
家畜防疫課

5月16日(火)に開催した高病原性鳥インフルエンザに係る庁内連絡会議の概要と、県内の野生いのししにおける豚熱の発生状況について報告します。

1 高病原性鳥インフルエンザに係る庁内連絡会議

- (1) 日時、場所 5月16日(火) 午後1時～1時20分 第3応接室(県庁本庁舎3階)
- (2) 参加者 知事、鳥インフルエンザ対策チーム(副知事、農林水産部、生活環境部) 危機管理局、山口剛士(鳥取大学共同獣医学科教授、オンライン参加)

(3) 内容

- 2022年シーズンの国内における高病原性鳥インフルエンザは、野鳥・養鶏場ともに過去最速・最多で感染を確認。家きんでは26道県、84事例発生し約1,771万羽が殺処分された。
- 鳥取県では他県での発生の都度、県内農場への注意喚起を行い、野生動物の侵入対策の点検、消毒薬の配布と緊急消毒、資機材導入補助による防疫体制の強化等を実施した。
- 昨年12月には県内養鶏場で初めて高病原性鳥インフルエンザが発生した。自衛隊や鳥取市、協定締結団体の協力のもと、約10万5千羽の鶏の殺処分や消毒を行い、他農場での続発はなかった。
- 次シーズンに向けて、引き続き養鶏場における飼養衛生管理基準の遵守、野生動物対策等を指導して発生予防に努めるとともに、万が一の発生に備えた防疫体制の強化を進める。野鳥のモニタリングを強化し、飛来状況を確認して養鶏場に注意喚起を行う。

(4) 会議での意見

山口教授	・野生動物は小さな隙間から入り込む。人が普段行かない鶏舎の裏側等を再度点検して、できる限りの対策を取っていただきたい。 ・鳥インフルエンザは全世界中で発生。日本にも様々な遺伝子型のウイルスが同時期に入り込んでいる。野鳥が飛んで来たらリスクがあると思って備えてほしい。
平井知事	・鳥インフルエンザの発生が早まっているので、体制整備に前倒しで取り組むこと。 ・野生動物対策については、関係機関で協力して取り組むこと。

2 県内での豚熱発生状況

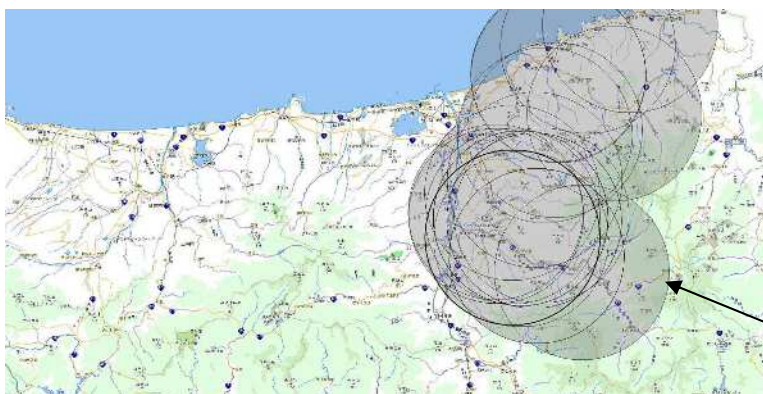
(1) 発生状況

令和5年2月1日に八頭町の死亡いのししで感染を確認後、現在(5月16日)まで県東部で18頭の野生いのししで陽性を確認している。養豚場での発生はない。

(2) 対策

- ・養豚場では、農場への野生動物侵入防止対策(侵入防止柵の点検、長靴や衣服の交換等)や消毒の徹底、飼養豚全頭への豚熱ワクチン接種など防疫対策を実施している。
- ・野生いのししに対しては、感染いのししの確認地点から半径10キロ以内(感染確認区域)のいのしし肉等の持ち出し自粛要請や捕獲強化を行うとともに、県下全域でのサーベイランスの強化、経口ワクチン散布等を実施している。
- ・野生いのししの感染確認に伴い、ジビエ利用を含む野生いのししの豚熱検査体制を強化するため、琴浦町の豚熱検査施設を増築し獣医師1名を増員した。

<野生いのしし感染確認状況>



18頭(鳥取市1頭、岩美町6頭、八頭町11頭、5/16現在)

豚熱感染確認区域
(感染いのししの確認地点から半径10キロ)